

# 東上総教育事務所だより



東上総教育事務所シンボルマーク



〒297-0024 茂原市八千代 2-10  
千葉県教育庁東上総教育事務所  
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143  
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp  
第1号（令和3年5月28日発行）

## 東上総教育事務所長 あいさつ

新入生を迎え校内が活気づく中、通常業務に加え引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、各学校では様々な対応に追われていることと存じます。校長先生をはじめ教職員の皆様、関係者の皆様の日々の御苦労に心から敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。県内にも、まん延防止等重点措置に指定される地域がみられるなど、子どもたちの安全・安心のためには、まだまだ気を許すことのできる状況ではありませんが、明けない夜も、やまない雨もありません。1日も早く日常が取り戻せるよう、「逆境の時こそ、先見性と機動力を試すチャンスである！」という気概を持って、共に乗り越えていきましょう。

さて、本教育事務所は、「すべては子どもたちのために」という運営方針の下、教育事務所の役割を「学校・家庭・地域の応援団」と位置付け、「4SEC（スマイルを忘れずに、スピード感をもって、市町村（組合）教育委員会並びに学校に対し、心を込めてサポート、サービスを行います。教育のエキスパートとしての責任感を持ち、常にコンプライアンスを重視し職務にあたります。）」をスローガンに掲げ、所員一同一丸となって、この1年間取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

千葉県教育庁東上総教育事務所 所長 鉄井 修一

## 令和3年度 東上総教育事務所 重点目標

### 総務課

#### 【適正・正確な事務処理の推進】

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実

### 管理課

#### 【「人財」育成と信頼される学校づくり】

- (1) 資質と教育力の高い、信頼される「人財」の育成
- (2) 教職員のモラルアップと不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

### 指導室

#### 【「生きる力」の育成】

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校（園）間の連携
- (3) 研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7) 生徒指導
- (8) 特別支援教育
- (9) 体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

**事務所は、学校・家庭・地域の応援団！**  
**すべては子どもたちのために**

## 総務課から

## 各種手当、公立小・中学校初期層事務職員研修会について

### 【各種手当について】

現在受給している各種手当について届出事項に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。届出が遅れることにより、戻入が発生します。扶養手当については被扶養者の収入の増により要件を欠く場合、扶養手当だけでなく、期末・勤勉手当や所得税等さまざまな影響がありますので、御確認くださるようお願いいたします。

### 【「令和3年度 第1回公立小・中学校初期層事務職員研修会」について】

4月13日（火）東上総教育事務所総務課職員を講師に、第1回公立小・中学校初期層事務職員研修会を開催しました。令和元年度以降に採用された事務職員及び市町村教育委員会担当者、計15名が参加し、熱心に受講されました。内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与について説明しました。今年度は、あと4回を予定しています。研修会を通し、事務職員の資質向上を図ってまいります。

## 管理課から

## 教員免許更新制に係る受講及び申請について

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで御確認ください。

今年度、以下の方々には「更新講習の受講及び申請」、「免除申請」、「延期・延長申請」のいずれかを、必ず行ってください。

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

### 【旧免許状所持者】第2グループ受講対象者の生年月日は次のとおりです。

昭和31年4月2日～昭和32年4月1日

昭和41年4月2日～昭和42年4月1日

昭和51年4月2日～昭和52年4月1日

### 【新免許状所持者】有効期間満了の日が、平成34年(令和4年)3月31日と記載された新免許状所持者

### 【その他】今年度中に修了確認期限(旧免許状)、または、有効期間満了の日(新免許状)を迎える者

※過去に、延期・延長申請をした者は要注意！

※「更新講習を受講したこと」「管理職であること」「(旧免許状所持者の場合)過去10年以内に新しい免許状を授与されている」だけでは、更新手続き完了ではありません。

※「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限(有効期間満了の日)が免許状を授与された日によって異なりますので、確認をお願いします。

○ 臨任講師や会計年度任用職員についても教員免許更新制の対象です。

○ 育休・療休・看休・休職中であっても、期限までに必ず必要な申請をしてください。



○ 旧免許状所持者は、修了確認期限が生年月日で割り振られています。

○ 新免許状には、10年の有効期間が付されます。それぞれの有効期間を御確認ください。

○ 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

★ 今年度末に修了確認期限(旧免許状の第2グループ)、または、今年度末に有効期間満了の日(新免許状)を迎える方は、夏季休業中に更新講習の受講を済ませ、10月1日(金)まで(1次締め切り)に市町村(組合)教育委員会を経由して、東上総教育事務所 管理課へ申請してください。

★ 教育事務所での上記以外の免許関係申請手続きの最終締め切りは、12月13日(月)です。

★ 申請をしてから2か月を過ぎても証明書等が届かない場合には、事務所までお問い合わせください。

<申請の流れ>本人 → 校長 → 市町村(組合)教育委員会 → 東上総教育事務所 → 教職員課免許班

## 相談室から

## 東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

**心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう！**

○ 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階)

〒297-0024 茂原市八千代2-10

○ 電話番号 **0475-23-4460 (相談専用)**

○ 相談日時 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時～午後5時

○ 相談対象 園児(保・幼)、小・中学生、高校生等、保護者及び教職員

○ 相談内容 ・いじめや不登校に関する事 ・集団不適應に関する事

・家庭で困っていること

・発達に関する事

・心の悩み等に関する事

○ 相談方法 電話相談 来所相談

○ 電話相談 学校、保護者、児童・生徒から直接の電話相談も可能です。保護者、児童・生徒にも御周知ください。

○ 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で相談日時の予約をしてください。

気軽に御相談ください！

